

國家資力研究所
資料甲第一號

國民所得算定方法の國際的展望

國家資力研究所



本資料はデルクセン (Johannes B. D. Derksen) のアールヒーフ掲載論文
"Internationale Übersicht über die Methoden der Berechnung
des Volkseinkommens" Weltwirtschaftliches Archiv. Bd. 54.
Heft. 2. September. 1941. SS. 250-276".

を所内の参考に資するため大略紹介したものである。

昭和十八年十一月

國民所得算定方法の國際的展望

ヨハネス・デルクセン。

序 説

國民所得統計の起源は衆知の如く十七世紀及び十八世紀にまで遡ることが出来る。此の方面に關する初期の研究者の業績を更に深化すること自体が今日に於てもまだ興味あることであらうが、しかしながら近代の體系的研究の基礎となつてゐるものを、それほど遠い時期に求めなくても良いと思はれる。國民所得の概念は前世紀中葉の經濟學の文獻に現はれてゐる。統計が充分ないために國民所得の把握が不可能である間は、理論的研究もまた充分なる發達を遂げることは出来ぬ。従つて人が四十年前には存在してゐなかつた國民所得の概念規定を今日不十分なるものと考へることは別に驚くには當らぬのである。

國民所得の理解は財政統計及び經濟統計が相當の發展度に達する場合

に可能となるであらう。既に早くから經濟統計の調査に價値を置いてゐる處では、人は何よりも先づ國民所得の把握とその配分に視野を展げてゐるものである。それらの國に於て國民所得に關して先驅的に爲された多くの研究家の業績が巧獻する所は多大なるものがあつた。不充分なるものが残されてゐたとはいへ、これらの先驅的研究家として、ドイツではヘルフェリツヒ、イギリスではスタンブ、合衆國ではキング、オランダではボンゲルなどが擧げられる。これらの研究家達の洞察は後の總ての研究を形成する役目を荷つたのである。

これら研究家の眞實の研究活動が國民所得研究を第一に押し進めたのであつて、その後になつて公の統一的統計的研究が始まつたのである。經濟統計資料に對する官廳獨自の要求が強まつたことがそれへの動因ともなつた。就中一九三〇年以來ほとんど總ての國に於る行政は經濟政策の問題に交渉を持ち始めたのであつて、従つてこれらの研究に對する關

心は極めて強く拘かれ、今日世界に於る主要國に於ては國民所得の算定が行はれてゐる。

これからの研究の理論的地位を明かにすることが現在與へられてゐる研究對象である。

國民所得に關する文獻は極めて浩瀚なものであるので、現代の文獻に限られることは止むを得ざるものと考へられる。ドイツ、スエーデン、オランダ、フランス、ハンガリー、ブルガリヤ、大英帝國、オーストラリア、アメリカ合衆國及び印度等の國の國民所得について觀察する。

國民所得の正しい概念規定に關して數年前まで専門家に求められてゐた詳細な討議はまとまつた形で既に考察を加へられてゐる。(ウイックラー「所得論・國家學辭典參照」所得が通常年度の與へられた時に於るその經濟力(勞働者、企業家、土地又は資本の所有者)の純益として計上される貨幣總額であるべきことについては人々の意見は全く一般に一致

してゐる。經濟力といつても之には制限があるのであつて、例へば所得の中には入れぬ。財産部分の賣却から生ずる利もまた所得の中には入れぬ。

如何なる能力が經濟力として考へらるべきであるかについてはまだ意見の一致を見て居らない。この點について考へるならば、例へば家庭の主婦の勤勞とか自家住宅の使用を充分考察の中に入れて置かねばならぬ。また能力なるものが如何に詳價さるべきものであるかについては判つきりしてゐない。債銀の詳價のみならず、すべての官公事業についても詳價を加へなければならぬ。その場合、財政法上の規定又は經濟検査官の見解は國民經濟學者の見解と詳細な點で一物して居らぬ。

國民所得を分解すると自然人の所得と法人所得とを合せた所得部分となつてゐる。だが然し實際には斯る分解を行はずに、それとは別の方法で定義してゐるのであり、それと同時に必要とせられる概念の規定と修

正とが行はれてゐたのである。またこれらの基礎に於てもその定義の細目に關しては種々の疑義が存在してゐた。今日、國民所得の概念規定は本質的にはアルフレッド・マーシャルからすべてその端を發してゐるものである。マーシャル以後、人は國民所得とは總ての職業部門に於る純益の價值總額と理解してゐる。それには外國から流入する所得、何等かの職業部門に於る未だ算入されてゐない収益所得が含まれられ、外國に出て行く所得を控除することになつてゐる。その算定は通常一年を期間としてゐる。貨幣價值的取引の對衆とされてゐる財貨と勤勞とのみを考察することが通常行はれてゐる。何れの職業部門についても純収益價值が計算さるべきであつて、二重計算されてゐるものは誤りである。

斯るものによつて、支拂濟みの資金、橋給、配當金、資本利子、地代及び賃借料、企業家所得、未分配利得などの總計を國民所得として把握することになる譯である。ところで之等の概念規定はそれにも拘らず

統計的研究にとつて適當なものとはなつてゐない。従つて之には補正を加へることが必要である。例へば官公機關の能力の純益といふ語の下に如何なるものを理解すべきであるかについての解明を必要とする。統計的研究が國民所得概念論に多くの寄與するところがあり、それによつて多くの不充ちな點が完全化されることは注目すべきことである。

總ての目的に等しく奉仕することの出来る明確な概念規定を作ることが出来るかどうかについては疑いもなく否定的解答を附與しなければならぬ。何か抽象的な概念規定を作ることには大して役に立つものではないと考へられる。

國民所得の理論的研究に當つては先づ第一に概念規定の區別を把握しななければならぬ。それと同時に次の點を考察すべきである。家庭主婦の勤勞力、農村人口、因給、社會保險の支拂、官公機關及びその財政、價格變動の結果として起る貯蓄品の價值増大と價值喪失、銀行の純益、保

險、貯金、その他の貨幣機能、それ以外の要因などが即ちこれである。

第一表 國民所得の定義の國際的比較 (其の一)

國名	家庭主婦の服務	自家住宅の賃料	他の對久的消費財の使用	自家消費の變化的小賣價格	貯蓄による評價の修正	未だ分配されざる利益
ドイツ	-	+	-	-	-	(1929) ¹
スウェーデン	+20% (1950)	+	+4% (1950)	-	-	+
オランダ	-	+	-	-	-	+5% (1929)
フランス	-	+	-	-	-	-
ハンガリー	+4% (1950/57)	+	-	-	-	-
ブルガリア	-	+	-	-	-	+
大英帝國	-	+	-	-	-	+
オーストラリア	-	+	-	-	+0% (1930)	+5% (1929)
インド	-	+	-	-	+4% (1950/51)	+5% (1929/30)
合衆國商務省	-	-	-	-	-	+2% (1929)
國家經濟調查局	-	+1% (1935)	-	-	+6% (1950)	+3% (1929)

備考 (+)は國民所得の算定に入れてあるものを示し(-)は然らざるものを入れる。
%は國民所得に於て占むる比重を表はす。

第一章 家庭主婦の勤勞力

家庭主婦の服務は交換價値的表現を受けて居らず、従つて國民所得算定には通例考慮外に置かれてゐる。只で行はれる家庭主婦の勤勞を省略することに對しては次の様な美議が提起されるであらう。即ち時の経過するに従つて之等の勤勞が順次勞賃を支拂つて、爲てもらはねばならなくなり、或は二ヶ國の國民所得を人が比較しようとする場合には、國民所得の算定は全く比較不能に陥るであらうといふことである。家庭主婦の勤勞の貨幣價値的を評價は明かに困難な問題を呈してゐる。確實な自己裁量を加へることは止むを得ざるものがあるのである。

スウェーデンに於ては或る數に上る婦人を斯る評價の對象としたのであつて、十五才以上の未就業婦人がとり上げられた。「スウェーデン國に於ける賃金、生計費・國民所得」参照之等の主婦の勤勞は婦人の家庭賃銀を評價することになるであらう。農家主婦については、世帯に

半日だけ働くことが出来るのみと假定しよう。それ以後スウエーデンの家庭主婦の労働の價値を合せた國民所得は之等の金額のない場合よりも約二〇%だけ高くなつてゐる。觀察期間を續けて行くと、之等の百分比はたゞ微少な變化を示したにすぎぬ。

またハンガリーでも家庭主婦の只働きの計算が行はれた。これによると國民所得の僅かに四%を占むるにすぎぬ地位を示してゐる。ハンガリーに於ては労働日に應じて其の量ばかりでなく、またその價値もスウエーデンに於るよりも低いことが察知される。

經濟研究の目的のためには、家庭主婦の勤勞力は一般に國民所得の定義の中にとり入れられてゐない。

第二章 耐久的消費財の使用

耐久的消費財の使用には住宅使用が入つてゐる。國民所得に於る住宅費用の占むる比重は住宅所有者に結局は歸るところの住宅維持費と修繕

費、減價鎖却、地租及び其の他の費用、を控除した残りの家賃總額を算定したものである。若干の論者は次のような見解を表明してゐる。即ち國民所得の算定に於て住宅使用を建築業の純益の中にもまたとり入れるならば、二重計算をしたことになるであらうといふのである。然し乍ら之等の解釋には賛意を表し得ない。實際には、建築業の純益は明かに老舊せる破壊家屋の報償的建築をも亦含んでゐるのであつて、然る場合に於ては純家賃總額によつて、減價鎖却の控除が行はれるからである。家主自身が任んでゐる住宅については家賃算定は行はれぬ。だが純家賃額の定義が與へられるならば國民所得は之等の住宅をもとり上げるのである。

消費されずに残つてゐる耐久的消費財は通常所有物として存在し従つて貸借されぬし、或ひは賃貸されぬ。だがこれらのものの利用は商取引の中には入つてゐないものと考へられ、通常は國民所得として算定され

て居らぬ。然し乍ら支拂に對する販賣が何處で行はれるか、或ひは購入に對する貸付が何處で與へられるかによつて之は相當問題の對象となるのであつて、其の衆知の例としてアメリカ合衆國に於る自動車工業が擧げられる。

スウェーデンは消費されずに残つてゐる耐久消費財の使用を國民所得の中に計算する唯一の國である。「スウェーデン國に於る賃金・生計費・國民所得」參照）その場合に起る大きな問題は計算方法にあるのである。

スウェーデン國の調査研究は疑ひもなく注意すべきである。だが然し統計的測定の困難と經濟研究の目的遂行に鑑みて、之等の金額を國民所得の概念規定の中にとり入れぬ方がよいと考へる。